

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

2024年3月22日のパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

番号	不適合内容	グレード	発見日
1	【双葉消防本部立入検査における指摘について】 2024年3月6日、7日に双葉消防本部の立入検査が行われ、No. 5危険物倉庫保有空地内について、以下の指摘を受けた。 No. 5危険物倉庫保有空地内に、火災発生時の消火活動を妨げる可能性がある仮設足場が設置されているため、早急に除去すること。 2024年3月8日に当該仮設足場を撤去済。 今後、再発防止対策を検討。	G II	3月15日
2	【双葉消防本部立入検査における指摘について】 2024年3月6日、7日に双葉消防本部の立入検査が行われ、5号機および6号機タービン建屋(以下、T/B)のオイルタンク室において、以下の指摘を受けた。 ①5号機T/B メインオイルタンク室 当該危険物施設内に不要物品が放置されていることから、危険物施設内は常に整理及び清掃を行うとともに、みだりに不要物品を置かないこと。 ②5号機T/B バッチオイルタンク室 当該危険物施設の耐火区画について、仮設配管用貫通部キャップが開放状態となっていたことから適正に維持管理すること。 ③6号機T/B バッチオイルタンク室 当該危険物施設の耐火区画について、埋め戻しが剥がれている場所があることから速やかに改修すること。 今後、当該危険物施設室における①(対応済)、②(対応済)、③の対応を行うと共に、①②③の再発防止対策を検討。	G II	3月15日
3	【双葉消防本部立入検査における指摘について】 2024年3月6日、7日に双葉消防本部の立入検査が行われ、電気機器類保管倉庫の保有空地内について、以下の指摘を受けた。 電気機器類保管倉庫の保有空地内は除草されていたものの、消防活動上支障がある大きな石(30cm程度)が残置されている。 当該の大きな石(30cm程度)については撤去済。 今後、再発防止対策を検討。	G II	3月15日
4	【双葉消防本部立入検査における指摘について】 2024年3月6日、7日に双葉消防本部の立入検査が行われ、免震重要棟の同建屋内に設置されている危険物配管等について、以下の指摘を受けた。 当該危険物施設に設置されている危険物配管等について、錆、塗装の剥離等があることから速やかに改修すること。 今後、当該危険物施設の錆、塗装の剥離等がある箇所について改修および再発防止対策を検討。	G II	3月15日
5	【双葉消防本部立入検査における指摘について】 2024年3月6日、7日に双葉消防本部の立入検査が行われ、ガスタービン発電機室に設置されている標識について、以下の指摘を受けた。 当該危険物施設に設置されている標識が不明瞭であるため速やかに改修すること。 現場確認の結果、当該危険物施設に設置されている標識(一般取扱所の看板)が経年劣化により文字が薄くなり、認識しづらい状況を確認。 今後、当該標識の改修および再発防止対策を検討。	G II	3月15日
6	【ボルト締め作業における協力企業作業員の負傷について】 協力企業作業員が、1号機大型カバー設置工事に伴い実施していたボルト締め作業中に、ボルト本締め機(油圧工具)の反力受け部とボルトの間に右手薬指を挟み負傷。 救急医療室で応急処置を実施後、医療機関へ搬送。 医療機関にて、右環指尖部損傷および右環指末節骨開放骨折と診断された。 今後、再発防止対策を検討。	G III	3月19日
7	【陸側遮水壁における温度データの欠測について】 当社社員が、2024年3月19日に陸側遮水壁の温度データの1箇所(3号機T/B東側)が欠測していることを確認。 過去のデータを確認したところ、2024年3月15日の午前9時以降のデータが欠測していることを確認。 なお、周辺の温度データは測定できていることから、陸側遮水壁の機能に問題ない。 今後、当該データ欠測の原因調査を実施する。	G III	3月19日